

確定申告は自宅からの 電子申告(e-Tax)にご協力をお願いします!

税務署からのお知らせ

今年度の確定申告について、税務署では新型コロナウイルス感染症予防の観点から、申告会場の入場を制限するほか、早めに相談受付を終了する場合があります。電子申告をぜひご利用ください。

●申請方法

STEP.1 「国税庁ホームページ」へアクセス

確定申告 検索

スマートフォンはこちらから▶



STEP.2 申告書を作成

パソコン、スマートフォンなどから画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます! ※65万円の青色申告特別控除を受ける場合など一部の方はスマートフォンでは作成できません。

STEP.3 申告書を送信(印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。)

<申告書を送信するための2つの方法>

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ!

①マイナンバーカード



②ICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマートフォン



IDとパスワードで送信



ID・パスワードが目印

・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、**申告されるご本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**にお越しください。
・既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注)ID・パスワード方式は暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

出張窓口によるID・パスワード取得会

- 日時 11月12日(木)・13日(金) 10時~14時
 - 場所 甲南公民館(忍の里プララ)研修室
 - 持ち物 運転免許証など顔写真付きの本人確認書類
- ※代理人による手続きは不可、上記取得会のほか水口税務署では随時取得可(平日のみ)

年末調整事務が簡単! 便利に! 年調ソフト リリース開始

10月から「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」(年調ソフト)のリリースが始まりました。
控除額が自動計算されるなど事業者にも従業員にもさまざまなメリットのある年調ソフトを活用して、年末調整を効率化しませんか。
ダウンロードは国税庁ホームページから



問合せ 水口税務署 個人課税部門 ☎62-0317

令和3年度
甲賀市消防団
「支援団員制度」
を導入します



消防団の充実強化および現状の消防団活動を補完することを目的として、令和3年4月から「支援団員制度」を導入します。「支援団員」とは、恒常的な活動をする基本団員とは違い、入団資格や活動内容を限定した消防団員です。
近年、自然災害が多発する一方、少子高齢化による消防団員の減少や、勤務形態の多様化により、消防団の災害への即時対応が難しくなっていることから、地元在住し即座に出勤できる支援団員により消防団活動を補完し、地域防災のより一層の充実を図ります。

1 入団資格

○消防団員としての経験が5年以上ある方
または消防団長が特に認める方
○各分団の管轄内に在住し、災害活動に即座に出勤できる方

2 活動内容

所属の分団管轄内における水防・火災活動
やその他の災害現場の活動

3 その他

○任期は原則2年、定年は70歳です。
○候補者は、消防団を通じて募集します。

問合せ 危機管理課 防災危機管理係 ☎69-2103 FAX 63-4619

11月25日~12月1日は犯罪被害者週間

犯罪被害者等が置かれている状況を理解し、平穏な生活への配慮の重要性について、皆さんの理解を深める期間です。みんなで支え合える社会を実現していきましょう。
この期間中、市役所で出張相談所の開設やパネル展示を行います。

犯罪被害出張相談所を開設

セクハラ、DV、詐欺、SNSに関連したものなど、被害内容を問わず対面相談をしていただけます。

- 日時 11月26日(木)
①10時30分~11時30分
②13時~14時
③14時30分~15時30分

●場所 市役所 相談室
(部屋は予約時にお伝えします。)

- 対象 市内在住・在勤・在学の方
- 定員 先着3組
- 相談員 公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センター

●申込方法 電話で生活環境課まで

パネル展示

- 日時 11月25日(水)~12月1日(火)
(土日除く)8時30分~17時15分
- 場所 市役所1階展示コーナー

滋賀県犯罪被害者総合窓口 (公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センター)

相談ダイヤル:077-525-8103
平日10時~16時(年末年始は休み)
※相談無料・秘密厳守

犯罪被害者支援の連携協力に関する協定を締結

県内で初めて、公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センターと犯罪被害者支援の連携協力に関する協定を今年4月1日に締結し、8月3日に県庁で締結セレモニーが行われました。

犯罪被害からの回復には、心理・医療・司法・経済・生活福祉など総合的な支援が必要となってきます。今回の協定締結により、2者がこれまで以上に連携し、犯罪被害者の支援を行ってまいります。



▲同時に協定締結した大津市の佐藤市長(左)・(公社)おうみ犯罪被害者支援センター山田理事長(中)・岩永市長

問合せ 生活環境課 防犯交通対策係 ☎69-2143 FAX 63-4582